

東法連 ニュース

2021年
(令和3年)
8・9月号
第420号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : http://www.tohoren.or.jp Mail : info@tohoren.or.jp



令和2年度決算等を審議する通常総会



あいさつする
小林栄三会長

叙園東京(目黒区)で開催し、令和2年度決算、役員人事等を承認した。また、令和2年度公益目的支出計画実施報告書、令和3年度事業計画、予算書の報告があった。また、総会終了後に開催さ

東法連は第9回通常総会を6月10日(木)午後10時(TEL)開催

れた臨時理事会では、小林栄三氏(伊藤忠商事株式会社名誉理事・麻

令和2年度決算・役員人事を承認 第9回通常総会

問一覽を掲載)

(左記に役員一覽、4ページに顧

布法人会理事)が会長に再選され、副会長の選定、顧問の委嘱等が行われた。なお、コロナ禍にあり、例年行っている感謝状および記念品贈呈式、祝賀パーティは開催しなかった。

令和3・4年度東法連役員

(敬称略・法人会名順)

会 長 小林 栄三 (麻 布)

副 会 長 松崎 宗仁 (京 橋) 渉外担当 高橋 利充 (練馬西) 厚生共益事業担当
青柳 晴久 (四 谷) 税制税務担当 南山 幸弘 (豊 島) 公益事業担当
齊藤 政二 (大 森) 組織担当 松本 光史 (江東東) 総務担当
金山 宏 (雪 谷) 青年部担当 加藤 和夫 (青 梅) 広報担当
飯野 光彦 (北 沢) 企画担当 村野 康司 (東村山) 女性部担当

専務理事 田中 光史

理 事 出井 久幸 (麴 町) 青木 茂 (目 黒) 増田 充孝 (葛 飾)
成田 茂之 (神 田) 長島 祐司 (渋 谷) 高橋 桂治 (江戸川北)
三田 芳裕 (日本橋) 高野吉太郎 (新 宿) 山岡 秀俊 (江戸川南)
竹ノ上藏造 (芝) 横山 浩之 (中 野) 庄司 良雄 (江東西)
稲葉 秀一 (麻 布) 渡邊 安雄 (杉 並) 清宮 仁 (八王子)
清水 和雄 (小石川) 柴田 豊幸 (荻 窪) 岩田 利夫 (日 野)
五十嵐正樹 (本 郷) 平野 慎治 (板 橋) 三橋 信介 (町 田)
佐藤 一也 (上 野) 秋山 勉 (練馬東) 吉田 唯一 (立 川)
玉越 進 (浅 草) 田村 純郎 (王 子) 清水 宏益 (武蔵野)
廣瀬 隆博 (品 川) 鈴木 久 (荒 川) 菅 哲生 (武蔵府中)
下村 博 (荏 原) 鈴木又右衛門 (足 立) 酒井 透 (青年部・青梅)
伴 良二 (蒲 田) 安江 文博 (西新井) 飯村 早苗 (女性部・本郷)
師岡 孝 (世田谷) 尾崎 由雄 (本 所)
坂東 義治 (玉 川) 阿部 敏晴 (向 島)

監 事 木本高一朗 (西新井) 日比生信義 (武蔵府中) 安楽 恒樹 (税理士)

東法連令和4年度税制改正要望(抜粋)

1 国税・地方税

(1) 法人税

① 法人税率の引き下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29・74%となった。しかし、OECD加盟国の平均は23・52%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が25・77%となっており、現在も世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある。

法人税以外の面(インフラ、衛生環境、安定した政治・経済・治安等)のメリットをアピールし、更に国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化を図る観点から、引き続き25%程度まで引下げよう求める。

② 課税ベースの拡大

コロナウイルス感染症により経済活動が制限される中、地域経済

と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、一部業種を除き極めて厳しいものと言わざるを得ない。そのような状況にあって、外形標準課税の拡大は、賃金上げや雇用維持に悪影響を与えるだけでなく、コロナ禍による不況からの脱却を阻害するものであり、引き続き中小企業への課税ベースの拡大は、行なうべきではない。

③ 中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和4年度末まで延長された。我が国経済の成長の源であり、

地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引下げを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、引き続き1600万円への大幅な引上げを求

める。

④ 交際費課税制度の見直し

交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍によるダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に、恒久化および定額控除限度額の引上、交際費の全額損金化を求める。

⑤ 中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

コロナ禍による厳しい経営環境の中、特に影響を受けた中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間をキヤッシュフロー対策として、3年程度へ見直すとともに、恒久化を求める。

(2) 所得税

① 所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

一億総活躍社会の実現にむけた働き方改革をすすめるためには、就業調整をしながら本格的な見直しと、少子高齢化を緩和する具体的な少子化対策が必要であ

り、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

急激な税負担の増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税(N分N乗方式)の導入等、課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、所得税が有してきたとされる財源調達機能と所得再分配機能に改めて注目し、速やかな見直しを強く求める。

(3) 資産税

① 事業承継税制

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離れた本格的な事業承継税制の創設が必要である。引き続き納税猶予制度の更なる利用促進を図るため、納税猶予制度の特例が4年目を迎え、「特例承継計画」の提出期限が令和5年3月末と迫ってきたことから、提出期限および適用期限の延長を求めていくとともに、以下の要件の見直しを強く求める。

・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可。

・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

・取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

② 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和するため、また、少子化の現実を踏まえ、法定相続人1人あたりの控除額を現行の600万円から従前の1,000万円に引上げるよう求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算

の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

(4) 消費税

① 軽減税率について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声がある。引き続き法人会としては、問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

② 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書保存方式(インボイス制度)が導入予定である。コロナ禍の影響も未だ予断を許

さない状況にあり、導入延期等の検討も早急に行うべきである。特にコロナ禍の影響を受けている飲食、小売事業者ほど移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、柔軟な運営と必要な助成を求める。

(5) 地方税

① 固定資産税の抜本的見直し
固定資産税については、特に都市部で地価上昇が顕著であり重税感が高まっており、負担軽減を求める。評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

② 償却資産の固定資産税の課税廃止
設備投資の促進を図るため、償却資産の固定資産税の課税廃止を求めるとともに、それまでの間、減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることが求められる。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引き上げ、対象取得価格の合計額を撤廃し全額損金算入でき

るよう求める。

2 その他

(1) 社会保障・税の共通番号制度(マイナンバー)

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいだが、制度上の課題と普及しないが故の課題を混同し、混乱を招いている。個人情報管理に万全を期し、コストを明確化して、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求めるとともに、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

(2) コロナウイルス等感染症対策 特別措置

新型コロナウイルス感染症を含め、様々な感染症拡大防止にかかわる医療物資の国内への移動をはじめとする国内投資については、製造設備に限らず広く投資対象を設定した上で、全額損金算入を認める特別措置を求める。



令和4年度税制改正要望を審議する税制税務委員会

法人税では、「法人実効税率は、平成30年度に29・74%になったが、米国の連邦実効税率が35%から25・7%に引き下げられるなど、世界的なトレンドとして低下傾向にある。国際競争

力強化等の観点から法人税の実効税率を25%程度まで引き下げよう求めている。しかし、その財源となる課税ベースの拡大については、「コロナ禍により経済活動が制限される中、中小企業の経営環境は極めて厳しく、中小企業への課税ベイスの拡大は行うべきではない。」としている。東法連の令和4年度税制改正要望(抜粋)は別掲のとおり。

税制改正に関する提言の作成に向け作業が本格化

全法連の第1回税制委員会(飯野光彦委員長・東法連副会長・北沢法人会会長)が7月15日全法連会館で開催され、令和4年度税制改正に関する提言の作成に向けた作業が本格化してきた。

今後、アンケート結果、県連要望などを踏まえ、8月25日の起草検討会、9月7日の税制委員会を経て、9月21日の全法連理事会で「令和4年度税制改正に関する提言」が正式決定する。



あいさつする青柳晴久委員長

東法連は6月4日、全法連会館で第1回税制税務委員会(青柳晴久委員長)を開催し、東法連令和4年度税制改正要望を原案どおり承認した。

東法連は6月4日、全法連会館で第1回税制税務委員会(青柳晴久委員長)を開催し、東法連令和4年度税制改正要望を原案どおり承認した。

東法連の令和4年度税制改正要望まとめ
 コロナ禍による企業の厳しい経営状況に配慮し税負担軽減を求める

力の強化等の観点から法人税の実効税率を25%程度まで

令和3・4年度東法連顧問

(敬称略・法人会名順)

- | | | | |
|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 前副会長 阿部友太郎 (玉川) | 前理事 橋立 弘紀 (本郷) | 前理事 鈴木 健 (西新井) | 前理事 竹内 政司 (武蔵野) |
| 同 多田 充伸 (八王子) | 同 高橋 敏弘 (浅草) | 同 佐生 勝英 (本所) | 同 太田 敦子 (武蔵府中) |
| 同 岩崎 五六 (立川) | 同 宮島 茂明 (中野) | 同 高橋 芳久 (江戸川北) | |
| | 同 原田 尚子 (足立) | 同 井桁 秀夫 (江戸川南) | |

「東法連表彰規程に基づく」令和2年度 会員増強表彰会

- | | | | | |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1. 年間純増数上位5会
江戸川南 7.5社
(基準達成は以上1会) | 2. 年間増加数上位5会
江戸川北 135.0社
江戸川南 96.0社
豊島 76.0社
上野 75.0社
板橋 65.0社 | 3. 年間増加率上位5会
江戸川南 4.96%
荒川 3.26%
江戸川北 2.83%
上野 2.70%
杉並 2.67% | 4. 会員増強月間の純増数上位3会
江戸川南 68.0社
江戸川北 29.0社
京橋 13.0社 | 5. 会員増強月間の増加率上位3会
江戸川南 3.61%
杉並 0.72%
江戸川北 0.63% |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
- 6. 会員紹介制度において、紹介実績年間20社以上の会**
 芝 39.0社 京橋 20.0社 (※上記基準において、正会員以外の個人は0.5としてカウント)

「東法連表彰規程に基づく」令和2年度 研修参加率向上表彰

(該当会なし)

「東法連表彰規程に基づく」令和2年度 福利厚生制度表彰会

- | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1. 経営者大型総合保障制度 | (b)取扱企業数目標達成上位6会
(基準達成会なし) | (c)新規企業数目標達成上位6会 |
| (a)収入保険料目標達成上位6会
足立 103.9% 杉並 102.0%
青梅 103.8% 東村山 101.7%
玉川 102.0% 日野 101.3% | | 武蔵府中 121.4%
江戸川北 107.3%
(基準達成は以上2会) |
| 2. ビジネスガード | (b)新規加入法人数達成上位3会
(基準達成は以上1会) | 3. がん・医療保険・WAYS等 |
| (a)年間保険料目標達成上位3会
北沢 109.2%
江戸川北 105.9%
武蔵府中 104.2% | | (a)新契約年換算保険料目標達成上位3会
日野 227.3%
上野 134.3%
荏原 121.1% |